

処分年月日	建築士事務所の名称	所在地	開設者の氏名	建築士事務所の別	登録番号	処分の内容	処分の原因 となった事実	処分の理由
令和 5 年 3 月 22 日	株式会社高橋建築 二級建築士事務所	倉敷市茶屋町 399番地の 8	株式会社 高橋建築 代表取締役 高橋 弘	二級建築士事務所	岡山県知事登録 第4633号	戒告	株式会社高橋建築二級建築士事務所の管理建築士である沢田真が、岡山県内の建築物（木造、地上階数 2、戸建て住宅、1 戸）について、株式会社高橋建築二級建築士事務所の業務に関し、専任の管理建築士として、建築士法第 24 条第 3 項の規定に違反し、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行わなかったため、同事務所の従業員が確認済証等の偽造を行う事態を招き、建築士法第 10 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 22 日付けで岡山県知事から戒告の処分を受けた。	建築士法第 26 条 第 2 項第 4 号